

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2019 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用の方法に係る情報の提供」です。

第 31 講 「運用の方法に係る情報の提供」

（確定拠出年金法第 24 条 2019 年度版条文集 P86 ほか）

「運用の方法に係る情報の提供」とは、個別の運用の方法の内容に関する情報提供のことです。運用の方法に係る情報の提供に関する規定としては、確定拠出年金法第 24 条（運用の方法に係る情報の提供）があり、このほかに、確定拠出年金法施行規則第 20 条（運用の方法等に係る情報の提供）、法令解釈第 5（運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項）に具体的な内容が記載されています。また、指定運用方法についても、確定拠出年金法第 24 条の 2（指定運用方法に係る情報の提供）により情報の提供に関する規定が設けられています。まず、確定拠出年金法第 24 条をみてみましょう。

確定拠出年金法第 24 条は、運用関連運営管理機関等に対して、提示した運用の方法の利益の見込み及び損失の可能性などの、運用の指図を行うために必要な情報を加入者等に提供することを義務づけています。条文上「運用関連運営管理機関等」となっているのは、情報提供義務を負うのは運用の方法を提示した者であるところ、確定拠出年金法では、事業主が運用の方法を提示することも想定されているため、これをふまえたことによるものです。これに対して、第 30 講でみたように、資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）については、運営管理業務の委託の有無にかかわらず、事業主、国民年金基金連合会といった制度の実施主体が義務を負います。なお、運用の方法に係る情報提供をすべき時期については、2019 年 7 月より、法令解釈第 5. 4. に新たな記載が設けられ、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において行われている必要があるとされています。これは、確定拠出年金が、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果により給付額が決定される制度であるため、適切に運用指図を行うことができるように、加入者等が運用の方法の具体的な内容について理解することが重要だからです。

次に確定拠出年金法施行規則第 20 条をみてみましょう。第 20 条には、どのような情報を提供すべきであるかの詳細や留意点が定められています。

第 1 項は、提供すべき情報の具体的な内容に関する規定です。情報提供に際し、運用関連運営管理機関等は、提示する運用の方法の全体構成に加え、各運用方法の情報を提供することとされています。運用の方法ごとに提供すべき主な情報としては、次のものがあげられます。

- ① 運用の方法の内容（利益の見込み及び損失の可能性、資金の拠出単位又は上限額、利子・配当その他の利益の分配方法）。
- ② 運用の方法を提示した日の属する月の前月末日から起算して過去 10 年間における利益または損失の実績。この点について、法令解釈第 5. 2 では、少なくとも 3 か月ごとの実績を提供することとされています。
- ③ 持分の計算方法
- ④ 手数料その他の費用の内容及びその負担の方法

⑤ 預金保険制度の対象であるか否か（預貯金等の場合）、保険契約者保護機構による保護の対象であるか否か（生命保険等の場合）

⑥ 金融商品の販売等に関する法律第3条第1項に規定する重要事項

第2項は、指定運用方法の場合における情報提供の具体的な内容に関する規定です（後述）

第3項は、情報提供における留意事項です。運用関連運営管理機関等は、専門的知見に基づいて情報提供を行わなければなりません。

第4項は、いわゆる営業職員の兼務規制の緩和（第25講参照）に伴い、2019年7月より新たに設けられた規定です。営業職員または、営業職員以外の職員が営業職員の同席のもとに情報提供を行う場合は、書面の交付その他の適切な方法により、確定拠出年金以外の金融商品の勧誘との誤認を防止するための説明を行わなければなりません。この点について、法令解釈第5.3では、少なくとも以下の事項を説明することとされています。

① 情報提供は、確定拠出年金の運営管理機関として行うこと

② 特定の運用の方法の推奨が禁止されていること

第5項は、運用の方法に係る契約の相手方である金融機関の情報に関する規定です。運用関連運営管理機関等は、銀行法等に基づいて公衆の縦覧に供している業務及び財産の状況に関する説明書類を営業所等に備え置き、加入者等の縦覧に供しなければなりません。説明書類は、必ずしも紙の書類であることは義務づけられておらず、第6項の定めにより、必要に応じて直ちに表示可能な状態であれば、電磁的方法によることも認められます。

なお、指定運用方法についても、確定拠出年金法第24条の2により、情報提供が義務づけられています。提供すべき情報の内容は、指定運用方法以外の運用の方法の場合と同様ですが、これらに加え、指定運用方法を選定した理由、指定運用方法による運用が行われるまでの手続に関する情報を提供することも義務づけられています。また、確定拠出年金法施行規則第20条第2項により、一旦指定運用方法による運用が行われた場合でも、運用の指図の変更ができること、指定運用方法による運用が行われた場合の利益及び損失は加入者等が責任を負うことなどについても、情報提供しなければなりません。

確定拠出年金では、事業主や運営管理機関に様々な義務が課せられますが、第30講の投資教育が制度の実施に伴い生ずる義務であるとするれば、運用の方法に係る情報の提供は、運用の方法の選定、提示に伴い生ずる義務といえるでしょう。

今回は、「脱退一時金」です。

※記載内容は2019年7月1日現在の法令に基づくものです。